

架空の訴訟はがき ~ 驚かせ連絡させる手口 ~

内容

今日、「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というはがきが民事訴訟管理センターというところから届いた。「連絡しなければ原告の主張が全面的に受理され、給料や財産の差し押さえを強制執行する」と書いてある。心当たりはない。確認するため記載の相談窓口で電話で問い合わせた。すると「公共放送や定期購入の化粧品代に不払いはないか」「弁護士を紹介する」などと言われた。恐くなって電話を切ったが不安だ。(70代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

架空の訴訟のはがきは、裁判所の機関と思わせて信用させ、「訴訟」と言って驚かせ不安にさせて消費者に連絡させ、脅してお金をだまし取ろうとする手口です。

裁判所が訴訟の連絡をする際は、「特別送達」という封書で、受け取りが確認できるかたちで送付されます。もし送付されてきたら、裁判所の電話番号を自分で調べて問い合わせましょう。

メールによる架空請求も、驚かせて指定した電話番号やアドレスに連絡させようとする内容です。身に覚えのない請求などに対しては、相手に連絡してはいけません。

架空請求などでの支払い方法でよく使われるのが、コンビニエンスストアなどで販売しているプリペイドカードです。裏面の番号さえ分かればカードの購入額を使うことができます。「カード番号を教えて」「カード裏面の写真を送って」という指示は詐欺の手口です。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

